

# 答 申 書

令和元年12月24日

大東市特定公民連携事業審査会

令和2年1月16日

大東市長 東坂 浩一 様

大東市特定公民連携事業審査会  
会長 清水 義次

諸福児童センター跡地活用について（答申）

令和元年10月31日付け大東公第201号で諮問のありました諸福児童センター跡地活用について、当審査会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

#### 記

諸福児童センター跡地活用について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

1. 諸福児童センター跡地は公民連携事業として構築し、その活用方針は、①子どもの未来の可能性を広げる居場所づくり、②職住楽が超近接した新しいライフスタイルの創出、③周辺公共施設と連携した多世代コミュニティの場ということで進められたい。
2. 諸福児童センター跡地の活用における民間事業者の選定については、貸付条件を整理した上で、プロポーザル方式により進められたい。
3. 諸福児童センター跡地の活用における民間事業者との契約手法、契約期間について、詳細を検討されたい。